

復 興 整 備 計 画

飯 舘 村 ・ 福 島 県

平成27年3月27日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

飯舘村の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ①生命（いのち）をまもる
村の外でも元気に暮らす、村に帰っても活き活きと暮らすため、継続的に健康づくりを進める。
- ②子どもたちの未来をつくる
未来を担う子どもたちのために、共に育つ「共育」の場を充実させ、「いいたて」を支える人材を育成する。
- ③人と人がつながる
今までの絆を守りながら、避難中にはぐくまれたつながりを大切にして、新たなコミュニティをつくる。
- ④原子力災害をのりこえる
放射能の除染を徹底的に進め、自ら考え判断するため、放射能汚染に対する情報の共有と話し合いを進める。
- ⑤までいブランドを再生する
これまで培ってきた「人材」「技術」「ブランド」の維持、育成に取り組むことで、これまで築いてきた「までいブランド」の回復を図ると共に、安心して就業できる環境づくり、安全安心な農作物を消費者に提供するための検査体制の整備、農業による収入の確保と農業生産基盤の整備を図り、さらに新たな産業を積極的に導入することで、活気ある飯舘村を再生する。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ①村内の各行政区に拡がる既存の農用地及び集落ゾーンでは農用地及び集落の除染を進め、農用地については、長期避難により農地等が荒廃していることを踏まえ、農業の再開を図るため、現状、除染完了地から順次、農業基盤の復旧・整備を進める。
- ②伊丹沢の飯舘村役場を中心とする行政・文化・福祉拠点とともに、生活拠点を村内に適正配置、整備するものとし、深谷地区に交流・雇用・コミュニティ等の新たな復興拠点を整備し、合わせて草野地区や飯樋地区、白石地区においても村民の生活拠点を整備する。
- ③原子力発電所事故により避難を余儀なくされている村民のために復興住宅を整備し、村民の帰還促進を図る。
- ④再生可能エネルギーを活かした村づくりを進めるものとし、深谷地区復興拠点及び大火山地区に太陽光発電施設を整備する。

(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

飯舘村復興のシンボルとして新たに整備する村内復興拠点は、飯舘村の中央部に位置し、福島県の浜通りと中通りを結ぶ県道原町川俣線に面する深谷地区に整備し、次のような土地利用を図る。

- ①交流ゾーンには、情報交流の機能を有する道の駅と、村民と来村者の交流・ふれあいを生み出し、村の歴史や文化を伝承し情報発信する「までい館」を整備する。
- ②再生可能エネルギーゾーンには、再生可能エネルギーを活かした村づくりのシンボルとなる太陽光発電施設を整備する。
- ③居住・公園ゾーンには、若年層や高齢者等多世代が安心して住むことができる復興住宅等の住環境を整備し、併せて、復興拠点が立地する深谷地区のコミュニティの中心となるように多機能集会所とシンボル公園等を整備するとともに、村の新たな産業として農業再生を牽引する花卉栽培施設を整備する。
- ④産業ゾーンには、村への帰還を促進するため、企業を誘致し雇用の場を確保するための産業団地を整備する。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業		
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業		
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		

(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	A-1 地区	事業名称：深谷地区太陽光発電用地確保事業 事業主体：飯舘村 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成26年度から平成29年度まで		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	その他施設の整備に関する事業	A-1 地区	農用地利用計画	変更		2.1	
2							
3							

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	その他施設の整備に関する事業	A-1地区	○										
			○										
2													

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第9）を添付する。なお、法第46条第1項第1号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第9を農林水産大臣に提出する。